

意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領

制定 平成31年3月29日付け30林第667号
改正 令和 6年3月 5日付け 5林第350号

第1 趣旨

我が国の森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくためには、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる「意欲と能力のある林業経営体」を早急に育成・確保していくことが重要であることから、このような林業経営体へと育成を図る林業経営体（以下「育成を図る林業経営体」という。）を選定するため、長崎県（以下「県」という。）における選定基準等を定めるものである。

第2 関係規定

育成を図る林業経営体の選定に当たっては、「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。

第3 定義

- (1) 本要領の対象とする「林業経営体」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わない。なお、農林業センサスでいう林業経営体の定義とは異なる。
- (2) 本要領の対象とする「育成を図る林業経営体」とは、相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体をいう。

第4 選定基準

長官通知3の規定に準じ、県が定める育成を図る林業経営体の選定基準は次のとおりとする。

- (1) 「長崎県木材業者及び製材業者登録条例」（昭和34年3月20日長崎県条例第3号）の登録者であること。
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等でないこと。
- (3) 第11の規定により、選定の取り消しがあった者については、取り消された日から1年間を経過していること。
- (4) 次に掲げる から に関する基準を満たすこと。ただし、素材生産を行う林業経営体にあつては、 から 及び から に関する基準を、造林・保育を行う林業経営体にあつては、 から に関する基準をそれぞれ満たすものとする。なお、 の基準については、素材生産を行う林業経営体のうち生産した木材を販売する林業経営体の場合に限るものとする。

素材生産の生産量又は生産性の増加

- ア 素材生産量又は生産性が現状から一定以上増加する目標を有していることとし、次によるものとする。なお、素材生産量には、他者への請負により生産した木材も含むものとする。

ただし、素材生産量又は生産性の目標を達成するために現状を低く抑えるなど、不確実性の高いものについては、虚偽の報告とみなし、選定基準に満たないと判断するものとする。よって、現状把握については、根拠を備えるよう努めること。

- (ア) 林業経営体の事業主自身又は直接雇用する現場作業職員による施業（以下「直営施業」という。）により素材生産を実施している場合にあつては、素材生産量又は生産性が5年後におおむね2割以上、現状から増加させる目標を有していること。ただし、現状において素材生産量5,000m³/年、間伐生産性8m³/人日、主伐生産性11m³/人日に達している場合は、現状以上となる目標を有していること。

- (イ) 専ら他者への請負により素材生産を実施している場合にあっては、他者への請負を含めた素材生産量について、5年後におおむね2割以上、現状から増加させる目標を有していること。ただし、現状において5,000m³/年に達している場合は、現状以上となる目標を有していること。

また、生産性については、5年後におおむね2割以上、現状から増加させる目標を有している林業経営体への請負に努めること。ただし、間伐生産性8m³/人日、主伐生産性11m³/人日に達している場合は、現状以上の目標を有している林業経営体とする。

- イ 生産管理（作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組。以下同じ。）に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすることとし、次によるものとする。

- (ア) 直営施業により素材生産を実施する場合にあっては、適切な生産管理に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。

- (イ) 他者への請負により素材生産を実施する場合にあっては、生産管理に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営体への請負に努めること。

原木の安定供給・流通合理化等

原木の安定供給・流通の合理化等（製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組）に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。

主伐後の再造林の確保

- ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制（主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制又は連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制。以下同じ。）を有すること又は今後一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。

- イ 主伐後の適切な更新に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすることとし、次によるものとする。

- (ア) 自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後に適切な更新を行うこと。

- (イ) 他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。

造林・保育の省力化・低コスト化

- ア 直営施業により造林・保育を実施する場合にあっては、造林・保育の省力化・低コスト化（伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈りの省略等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組。以下同じ。）に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。

- イ 他者への請負により造林・保育を実施する場合にあっては、造林・保育の省力化・低コスト化に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営体への請負に努めること。

素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保

- ア 素材生産又は造林・保育の事業実績を1年以上有していること。ただし、新規に設立・参入した林業経営体については、当該林業経営体に所属する現場作業職員による当該林業経営体設立等以前の現場作業従事実績が1年以上ある場合は、本基準に当てはめることができるものとする。

- イ 目標とする素材生産量と造林・保育事業量に必要な実行体制（現場作業職員、林業機械等）を有していること又は今後必要な実行体制を確保する意向を明らかにすること。なお、直営施業の実行体制がない場合や直営施業だけでは目標とする事業量を実行できない場合には、他者への請負により実施するなどの連携体制を確保すること。

伐採・造林に関する行動規範の策定等

伐採・造林に関する行動規範（伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体を守るべき行動規範のことをいう。）の策定等を行っていること又は今後行う意向を明らかにすること。

雇用管理の改善と労働安全対策

ア 直営施業により素材生産又は造林・保育を実施する林業経営体においては、雇用管理の改善（現場作業職員の常用化などの雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入などの労働条件の改善、計画的な研修実施などの教育訓練の充実、社会保険・労働保険・退職金共済への加入などの福利厚生の実施等の取組。以下同じ）及び労働安全対策（リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組。以下同じ。）に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。

イ 他者への請負により素材生産又は造林・保育を実施する林業経営体においては、雇用管理の改善及び労働安全対策に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営体への請負に努めること。

コンプライアンスの確保

ア 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 業務に関連して法令に違反し、代表者や役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者

(イ) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者

(ウ) 国・県・市町から入札参加資格の指名停止を受けている者

(エ) 行動規範又はガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者

(オ) その他森林の経営管理を適切に実施することができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

イ 役職員に対してコンプライアンス教育を実施していること。

第5 選定の申請

(1) 育成を図る林業経営体の選定を受けようとする者（以下「選定申請者」という。）は、様式第1-1号及び様式第1-2号により、知事に申請するものとする。

(2) 前項の申請書には、次に掲げる から の書類を添付するものとする。ただし、選定申請者が、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）においては、 から に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

登記事項証明書又は住民票

納税証明書

労働者を雇用している場合においては、雇用に関して交付している文書の様式

労働者を雇用している場合においては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類

就業規則を制定している場合においては、その写し

直近3箇年の貸借対照表及び損益計算書

事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）

行動規範を作成している場合においては、その写し

地域への貢献、表彰実績、経営の健全性に関する取組等が確認できる書類

その他知事が必要とする書類

(3) 知事は、必要に応じ選定申請者に対して、情報提供を求めることができるものとする。

第6 選定の実施

- (1) 知事は、第5による申請があったときは、第4で定める選定基準に照らし、選定の適否を判断し、育成を図る林業経営体に選定するものとする。
- (2) 知事は、育成を図る林業経営体に選定したときは、様式第2号により、当該林業経営体に通知するものとする。
- (3) 林業経営体からの申請書の受付期日は、毎年度次のとおりとする。

第1回目	5月10日
第2回目	10月10日
第3回目	2月10日
- (4) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者（以下「公表事業者」という。）についても、育成を図る林業経営体に選定されたものとして扱うものとする。

第7 変更申請等

- (1) 第6の(1)の規定による選定を受けた林業経営体（以下「選定経営体」という。）において、申請の内容を変更したいときは、様式第3号により、知事に変更申請を行うものとする。ただし、基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者等）に係る変更については、軽微な変更とし、様式第4号により、知事に届け出るものとする。
- (2) 知事は、前項の規定により変更申請があったときは、第4で定める選定基準に照らし、適切と判断した場合は、これを承認し、その旨を当該経営体に通知するものとする。なお、軽微な変更にあつては、様式第4号による届出書の受理をもって変更の承認に代えるものとする。

第8 林業経営体名簿への登録及び公表

- (1) 第6の(1)の規定により、育成を図る林業経営体を選定したときは、長官通知3の規定により別に定める林業経営体名簿に登録するものとし、当該名簿を県の公式ホームページで公表するものとする。なお、当該林業経営体が既に同名簿に登録されている場合は、登録情報を必要に応じて更新するものとする。
- (2) 第6の(4)の規定により育成を図る林業経営体に選定された場合においても、前項同様に林業経営体名簿への登録及び公表を行うものとする。

第9 実施状況報告

選定経営体は、様式第5号により、事業実施の翌年から目標年までの間、毎年事業終了後、3箇月以内に知事に実施状況を報告するものとする。ただし、認定事業主にあつては、改善措置実施状況報告をもって、当該報告に代えることができるものとする。

第10 実施結果報告

選定経営体は、様式第6号により、選定申請（変更含む。）に掲げた目標等について、その結果を実施期間が終了したときは、3箇月以内に知事に実施結果を報告するものとする。

第11 選定の取消

- (1) 知事は、選定経営体が次のいずれかに該当する場合は、その選定を取り消すことができるものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、選定経営体の責に帰することのできない予測不能な事態によるものは除く。
 - 申請内容（変更申請若しくは変更届又はその添付書類を含む。）に虚偽が確認されたとき
 - 申請内容（変更を含む。）に従って事業実施する見込みがなくなつたと認められるとき
 - 第4の選定基準を満たさないと認められるとき

業務に関連して法令に違反し、代表者や役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき

業務に関連して法令に違反し、重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が実施されていないとき

その他知事が必要とするとき

第12 林業経営体の育成

知事は、選定経営体を育成するため、国庫補助事業を活用するなどして、当該林業経営体による第4の(4)の取組を支援するものとする。

第13 選定の有効期限及び更新

- (1) 選定の有効期限は、第4の(4)の アの素材生産量又生産性の目標を置いた事業年度の末日までとする。ただし、第6の(4)の規定により育成を図る林業経営体に選定された場合にあっては、この限りではない。
- (2) 選定経営体は、更新を受けることができるものとする。

第14 書類の経由

書類の提出に当たっては、林業経営体の事務所が所在する市町を管轄する振興局を経由して提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年3月29日から施行する。
- 2 この要領の制定により、平成30年4月2日付け30林第74号で制定した要領（以下「旧要領」という。）については廃止するものとする。なお、旧要領による選定の効果は、本要領により育成を図る林業経営体の選定が行われた時点で失効するものとする。
- 3 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定に係る申請書

年 月 日

長崎県知事 様

商号又は名称
代表者氏名
(認定事業主の有無 有 ・ 無)

意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領第 5 の規定に基づき、
申請します。

基本情報

1	主なる事務所の所在地	
2	商号又は名称	
3	代表者氏名	
4	郵便番号	〒 -
5	電話番号	- -
6	FAX番号	- -
7	メールアドレス	
8	営業内容	
9	営業組織	
10	木材業者登録番号	
11	設立年月日	年 月 日 設立
12	営業年数	年

(注) 要領第 5 の (2) に規定する書類及び別紙誓約書を添付すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自社の役員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを使用している者
- 2 1の(1)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

長崎県知事

様

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

年 月 日

林業経営体に関する情報

1. 雇用の状況

林業現場作業員数	人	うち常用 (人)
事務系等職員数	人	うち常用 (人)
雇用管理者の選任の有無	有 ・ 無	
雇用に関する文書の有無	有 ・ 無	
社会・労働 保険等への 加入状況	労災保険	人 労災保険料率 %
	雇用保険	人
	健康保険	人
	厚生年金保険	人
	退職金共済等	人

林業現場作業員数 (5 年後の目標)	人	うち常用 (人)
----------------------	---	------------

「職員数のうち常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4箇月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

「退職金共済等」には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、自社の退職金制度等も含めて記載すること。

「雇用管理者」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

「雇用に関する文書」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者数

フォレストワーカー	人
フォレストリーダー	人
フォレストマネージャー	人
森林施業プランナー	人
森林作業道作設オペレーター	人
技術士	人
技能士	人
フォレスター(森林総合監理士)	人
	人
	人

「フォレストワーカー」(林業作業士)、「フォレストリーダー」(現場管理責任者)、「フォレストマネージャー」(統括現場管理責任者)とは、研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

「森林施業プランナー」とは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

「森林作業道作設オペレーター」とは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

「技術士」とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

「技能士」とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

「林業技士」とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

「フォレスター」(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

林業機械	現状【申請時】	5年後の目標	備考
グラップル	台	台	1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械は含まないこと。
プロセッサ	台	台	
ハーベスタ	台	台	
フォワーダ	台	台	
スイングヤーダ	台	台	
タワーヤーダ	台	台	
フェラーバンチャ	台	台	
スキッド	台	台	
	台	台	
	台	台	

4. 事業量等

区分		実績【事業期間】			5年後の目標【事業期間】				
		自	年	月	日	自	年	月	日
		至	年	月	日	至	年	月	日
		直営	請負	計	直営	請負	計		
素材生産	主伐	面積 (ha)							
		材積 (m ³)							
		雇用量 (人日)							
		生産性 (m ³ /人日)							
	間伐	面積 (ha)							
		材積 (m ³)							
		雇用量 (人日)							
		生産性 (m ³ /人日)							
造林事業	植付 (ha)								
	下刈 (ha)								
	その他 () (ha)								
上記以外 (森林作業道) (m)									
事業区域		(県市・町)			(県市・町)				
素材生産・造林事業等の請負がある場合は、主な業者名を記載	素材生産								
	造林事業								

「事業実績の事業期間」は、登録申請をしようとする年の前年とすること。

「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。(以下「直営施業」という。)

「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

「素材生産量」は、丸太材積とすること。

「雇用量」は、伐木(伐採)からトラック等への積込む地点(山元土場)における「はい積」まで要した作業延べ人員を記載し、トラック等運材は含まない。

「造林事業量のその他」には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

「上記以外の林業事業量」には、森林作業道の開設・改良・山林種苗の生産等について記載すること。

5. 生産管理の取組

	取り組んでいる	今後取り組む
・ 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (___ 年後)
・ 作業システムの改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (___ 年後)
・ その他 (_____)		

上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。
「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

6. 原木の安定供給・流通合理化等

	取り組んでいる	今後取り組む
・ 製材工場等需要者と直接的な取引 (取引先名: _____)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (___ 年後)
・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (取りまとめ機関名: _____)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (___ 年後)
・ その他 (_____)		

生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項目にチェック。
「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

7. 主伐後の再造林の確保

(1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制	有している	今後整備する
・ 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携する相手等の名称: _____)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 適切な更新	取り組んでいる	今後取り組む
・ 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

8. 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	今後取り組む
・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (___ 年後)
・ コンテナ苗の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (___ 年後)
・ 低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (___ 年後)
・ 下刈りの省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (___ 年後)
・ その他 (_____)		

造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。
「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定・遵守済	策定・遵守予定
・ 経営体独自の行動規範の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (___ 年後)
・ 所属する業界団体等による行動規範の策定 (策定主体: _____)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (___ 年後)
・ 県・市町等行政の策定したガイドラインの遵守 (策定主体: _____)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (___ 年後)
・ その他 (_____)		

素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。
「策定・遵守予定」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

10. 雇用の改善

	取り組んでいる	今後取り組む
・ 現場作業員の常用化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 現場作業職員への月給制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ その他 (_____)		

該当する項目にチェック

「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

11. 労働安全対策等

	取り組んでいる	今後取り組む
・ リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 防護具等の着用の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 現場作業の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ その他 (_____)		

該当する項目にチェック

「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

12. コンプライアンスの確保

	該当有	該当無
・ 業務に関連して法令に違反していない(軽微な場合を除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 再発防止に向けた取組み		
<div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>		
<p>重大・悪質な法令違反があった場合は、再発防止に向けた取組み内容を記載。</p>		
・ 国、県、市町から入札参加資格の指名停止を受けていない	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 行動規範又はガイドライン等に違反していない	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 役職員に対してコンプライアンス教育を実施している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

全ての項目にチェック。

13. その他の情報

例：地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況

「実践体制基礎評価」とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体選定通知書

番 号
年 月 日

選定経営体 様

長崎県知事

年 月 日 付けで申請（変更申請）のあった育成を図る林業経営体の選定について、意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領第6（第7）の規定により選定したので、通知します。

（注）変更申請の場合は、括弧書きのとおりとする。

意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定に係る変更申請書

年 月 日

長崎県知事

様

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日 付けで申請した内容について、変更したいので、意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領第7の規定に基づき、変更申請します。

記

1 変更事項内容

2 変更の理由

(注) 変更後の様式1 - 2号を添付すること。

意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定に係る変更届出書

年 月 日

長崎県知事

様

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日 付けで申請した内容について、変更したので、意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領第7の規定に基づき、届け出ます。

記

1 変更事項内容

2 変更の理由

(注) 変更事項の内容が確認できる資料を添付すること。

実施状況報告書 (年次)

年 月 日

長崎県知事

様

商号又は名称
代表者氏名

意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領第 9 の規定に基づき、
報告します。

(注) 別紙を添付すること。

1. 実施状況報告

(1) 素材生産の生産量及び生産性の増加等

区分		現状 (年)	目標 (年)	1年次 (年)	2年次 (年)	3年次 (年)	4年次 (年)	5年次 (年)
素材生産	主伐	面積 (ha)	直営					
			請負					
		計						
		材積 (m ³)	直営					
	請負							
	計							
	雇用量 (人日)	直営						
		請負						
	計							
	生産性 (m ³ /人日)	直営						
		請負						
	計							
間伐	面積 (ha)	直営						
		請負						
	計							
	材積 (m ³)	直営						
請負								
計								
雇用量 (人日)	直営							
	請負							
計								
生産性 (m ³ /人日)	直営							
	請負							
計								
造林事業	植付 (ha)	直営						
	請負							
	計							
下刈 (ha)	直営							
請負								
計								
その他 () (ha)	直営							
請負								
計								
上記以外 (森林作業道) (m)	直営							
請負								
計								

現状及び目標は、申請時に記載した値を記載すること。

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
素材生産	主伐	面積 進捗率(%)				
		材積 進捗率(%)				
		雇用量 進捗率(%)				
		生産性 進捗率(%)				
	間伐	面積 進捗率(%)				
		材積 進捗率(%)				
		雇用量 進捗率(%)				
		生産性 進捗率(%)				
造林事業	植付 進捗率(%)					
	下刈 進捗率(%)					
	その他 進捗率(%)					
上記以外	進捗率(%)					

進捗率は、目標に対する当該年次の進捗率を記載すること。

(2) 生産管理の取組

- ・ 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し
- ・ 作業システムの改善
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(3) 原木の安定供給・流通合理化等

- ・ 製材工場等需要者と直接的な取引
(取引先名: _____)
- ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名: _____)
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(4) 主伐後の再造林の確保

- (1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制
- ・ 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制
 - ・ 連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制
(連携する相手等の名称: _____)

申請時(年)		報告時(年)	
有している	今後整備する	整備した	今後整備する
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- (2) 適切な更新
- ・ 自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施
 - ・ 他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけ

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後整備する」又は「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(5) 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ・ コンテナ苗の使用
- ・ 低密度植栽
- ・ 下刈りの省略
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・ 経営体独自の行動規範の策定
- ・ 所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体: _____)
- ・ 県・市町等行政の策定したガイドラインの遵守
(策定主体: _____)
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
策定・遵守済	作成・遵守予定	策定・遵守済	作成・遵守予定
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「作成・遵守予定」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(7) 雇用の改善

- ・ 現場作業員の常用化
- ・ 現場作業職員への月給制の導入
- ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(8) 労働安全対策等

- ・ リスクアセスメント
- ・ 防護具等の着用の徹底
- ・ 現場作業の安全巡回
- ・ 専門家による安全診断・指導
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	今後取り組む
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

2. 実施状況の評価及び今後の課題と対応策

取組事項	実施状況の評価	今後の課題と対応策
素材生産量の生産量又は増加等 (生産管理の取組を含む)		
主伐後の再造林の確保		
原木の安定供給・流通の合理化等		
伐採・造林に関する行動規範の策定等		
雇用管理の改善と労働安全対策		

「実施状況の評価」には、目標や取組等の実施状況等を踏まえて評価を行うこと。

「今後の課題と対応策」には、目標等に対する進捗が低位な場合や今後取り組むとしていた時期に取り組めなかった理由等を具体的に記載すること。なお、進捗が低位な場合とは、素材生産量など数値的目標を掲げるものにあつては3年次に50%未満、5年次に70%未満とする。

実施結果報告書

年 月 日

長崎県知事

様

商号又は名称

代表者氏名

意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領第10の規定に基づき、
報告します。

(注)別紙を添付すること。

1. 実施結果

(1) 素材生産の生産量及び生産性の増加等

区分		現状 (年)	目標 (年)	1年次 (年)	2年次 (年)	3年次 (年)	4年次 (年)	5年次 (年)
素材生産	主伐	面積 (ha)	直営					
			請負					
		計						
		材積 (m ³)	直営					
	請負							
	計							
	雇用量 (人日)	直営						
		請負						
	計							
	生産性 (m ³ /人日)	直営						
		請負						
	計							
間伐	面積 (ha)	直営						
		請負						
	計							
	材積 (m ³)	直営						
請負								
計								
雇用量 (人日)	直営							
	請負							
計								
生産性 (m ³ /人日)	直営							
	請負							
計								
造林事業	植付 (ha)	直営						
	請負							
	計							
下刈 (ha)	直営							
請負								
計								
その他 () (ha)	直営							
請負								
計								
上記以外 (森林作業道) (m)	直営							
請負								
計								

現状及び目標は、申請時に記載した値を記載すること。

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
素材生産	主伐	面積 達成率(%)				
		材積 達成率(%)				
		雇用量 達成率(%)				
		生産性 達成率(%)				
	間伐	面積 達成率(%)				
		材積 達成率(%)				
		雇用量 達成率(%)				
		生産性 達成率(%)				
造林事業	植付 達成率(%)					
	下刈 達成率(%)					
	その他 達成率(%)					
上記以外	達成率(%)					

達成率は、目標に対する当該年次の達成率を記載すること。

(2) 生産管理の取組

- ・ 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し
- ・ 作業システムの改善
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	取り組めなかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(3) 原木の安定供給・流通合理化等

- ・ 製材工場等需要者と直接的な取引
(取引先名: _____)
- ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名: _____)
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	取り組めなかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(4) 主伐後の再造林の確保

- (1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制
- ・ 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制
 - ・ 連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制
(連携する相手等の名称: _____)

- (2) 適切な更新
- ・ 自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施
 - ・ 他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけ

申請時(年)		報告時(年)	
有している	今後整備する	整備した	整備できなかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	取り組めなかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後整備する」又は「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(5) 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ・ コンテナ苗の使用
- ・ 低密度植栽
- ・ 下刈りの省略
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	取り組めなかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・ 経営体独自の行動規範の策定
- ・ 所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体: _____)
- ・ 県・市町等行政の策定したガイドラインの遵守
(策定主体: _____)
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
策定・遵守済	作成・遵守予定	策定・遵守済	未作成・遵守
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「作成・遵守予定」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(7) 雇用の改善

- ・ 現場作業員の常用化
- ・ 現場作業職員への月給制の導入
- ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	取り組めなかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(8) 労働安全対策等

- ・ リスクアセスメント
- ・ 防護具等の着用の徹底
- ・ 現場作業の安全巡回
- ・ 専門家による安全診断・指導
- ・ その他 (_____)

申請時(年)		報告時(年)	
取り組んでいる	今後取り組む	取り組んだ	取り組めなかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

2. 実施結果の評価及び今後の課題と対応策

取組事項	実施結果の評価	今後の課題と対応策
素材生産量の生産量又は増加等 (生産管理の取組を含む)		
主伐後の再造林の確保		
原木の安定供給・流通の合理化等		
伐採・造林に関する行動規範の策定等		
雇用管理の改善と労働安全対策		

「実施結果の評価」には、目標や取組等の実施状況等を踏まえて評価を行うこと。
 「今後の課題と対応策」には、申請時(変更含む。)に掲げた目標・取組等が達成できなかった又は取り組むことができなかった場合は、今後の課題と対応策等を具体的に記載すること。

意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体選定取消通知書

番 号
年 月 日

選定経営体 様

長崎県知事

次の理由により、育成を図る林業経営体の選定を取り消したので通知します。

記

取消の理由